（仮称）あさひ風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和４年６月

北陸電力株式会社

目次

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
(1) 公告の日 1
(2) 公告の方法 1
(3) 縦覧場所 1
(4) 縦覧期間 2
(5) 縦覧者数 2
2.　方法書についての説明会の開催 3
(1) 開催日時、開催場所及び来場者数 3
3.　方法書についての意見の把握 4
(1) 意見書の提出期間 4
(2) 意見書の提出方法 4
(3) 意見書の提出状況 4
第２章　方法書の環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 5

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間以上（40 日間）縦覧に供すとともに、インターネットにより公表した。

(1) 公告の日

令和 4 年 3 月 31 日（木）

(2) 公告の方法

1) 日刊新聞による公告

令和 4 年 3 月 31 日（木）付けの下記日刊新聞紙に公告を掲載した。[別紙１]

・読売新聞　富山 13 版 29 面

・北日本新聞　6 面

・富山新聞　15 面

2) インターネットによるお知らせ

当社のウェブサイトに掲載した。[別紙２]

・当社ウェブサイト　https://www.rikuden.co.jp/press/attach/22033001.pdf

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 7 箇所にて縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいてインターネットによる公表（電子縦覧）を行った。

1) 地方公共団体庁舎等での縦覧

・富山県庁　環境政策課（富山県富山市新桜町 5 番 3 号）

・朝日町役場　企画財政課（富山県下新川郡朝日町道下 1133）

・入善町役場　企画財政課（富山県下新川郡入善町入膳 3255）

・共生の里さゝ郷（富山県下新川郡朝日町笹川 2055）

・カルチャーセンターみやざき（富山県下新川郡朝日町宮崎 1196）

・関の館（富山県下新川郡朝日町境 1561）

・北陸電力㈱　新川支店（富山県魚津市江口 504 番地）

2) インターネットの利用による公表（電子縦覧）

・当社のウェブサイト　[別紙３]

https://www.rikuden.co.jp/info/kankyoeikyou_huuryoku.html

(4) 縦覧期間

令和4年3月31日（木）～令和4年5月9日（月）までとした。

縦覧時間は、各所の開庁・開館時間に準じた。電子縦覧は、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は7名であった。

（内訳）

・富山県庁　環境政策課　　：0名
・朝日町役場　企画財政課　　：3名
・入善町役場　企画財政課　　：0名
・共生の里さゝ郷　　：0名
・カルチャーセンターみやざき　　：3名
・関の館　　：1名
・北陸電力㈱　新川支店　　：0名

2. 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会開催の公告は、方法書の作成、縦覧等に関する公告と同時に行った。［別紙 1（再掲）］

(1) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時：令和 4 年 4 月 10 日（日）　17 時 30 分～19 時 00 分
開催場所：朝日町文化体育センター（サンリーナ）（富山県下新川郡朝日町越 306 番地）
来場者数：21 名

3. 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受けた。 ［別紙４］

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月31日（木）から令和4年5月23日（月）までとした。

（郵送の受付は、当日の消印有効とした）

(2) 意見書の提出方法

意見書は以下の方法により受け付けた。

・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

・当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通、意見総数は24件であった。

第２章　方法書の環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 の規定に基づく、方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は以下に示す通りである。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（1）

富山県在住　Ａ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	風力発電機の概略図より基礎工事の関係（形状・深さなど）が心配である。	施設の基礎構造を含む土木計画は現時点では検討中であり、今後の各種調査、設計において決定します。また、基礎工事等の内容は準備書以降の手続きにおいてお示しいたします。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（2）

富山県在住　Ｂ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	風況はやはり期待した数値ではない様ですが、一刻も早い建設、稼働を期待します。一番の問題は鳥類の生態系ですが、共存共栄です。自然保護団体の対応を上手にしてください。	現在観測中の風況データ等から、開発可能性について、今後検討して参ります。 鳥類の生態系については、環境影響評価法や各種ガイドライン等に基づき、適切に調査、予測・評価を進めて参ります。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（3）

富山県在住　Ｃ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	「環境影響評価方法書」をみましたが、鳥類の渡りのルートは私たちのデータとだいぶちがっているように思います。	方法書段階の調査結果は、既存文献等に基づく内容となります。渡り鳥のルート等については、今後詳細な現地調査を実施します。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（4）

富山県在住　D氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	・烏帽子林道展望台附近の情報がありませんが ・バードストライクの対処方法は？ ・本書 p357 の結果は？	バードストライクの対処方法については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討して参ります。 また、p357（動物（鳥類））の結果につきましては、準備書以降の手続きにおいてお示しいたします。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（5）

富山県在住　E氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	■１．表 6.2-35 環境要素区分の残土における「予測の基本的な手法」は、対象を発生量及び再使用量としていますが、着眼点を安全にも向けた予測をして頂きたい。また、対象区域の方法書段階では残土の土捨て場候補地を東側に拡張しています。残土は計算上でも多く出て、残土による盛り土の可能性があるのではないですか。 昨年（2021 年 7 月 3 日）盛り土による大きな災害が、熱海市伊豆山地区で有り、死者が 27 名でています。人災とも云われています。 現在、政府は盛り土規制法案の成立を目指しています。一方富山県では、法案を見ながら条例制定を検討する方向です。 これらを鑑みると、予測の基本的手法に「残土の現地調査、残土の管理履歴」を考慮した環境保全措置で予測を行うように変更して頂き、評価の予測を行って下さい。そして予測の評価については、フォトモンタージュ法で「見える化」を行い、次回（環境影響評価準備書の手続き）の住民説明会で発表をお願い致します。	残土処理計画については、現在検討中でありますが、対象事業実施区域内で処理する方針のもと、より安全な土捨て場確保の観点から、方法書段階で対象事業実施区域の東側を拡張いたしました。なお、土捨て場盛土の安定性については、土砂災害が発生しないよう今後調査設計を進めてまいります。 発電所に関する設計、計画については、準備書段階で説明させていただきます。
6	■２．風車から発生する「低周波音」が人体に及ぼす影響で、体調不良（睡眠不良、頭痛、疲労感）を訴える住民が存在すると、海外（アメリカ、カナダ、オランダなど）では報告されています。 日本では環境省_低周波音問題に関するＱ＆Ａ：大気環境・自動車対策より・・・（Ｑ１０）：風力発電から、低周波音が出て健康や生活環境に影響があると聞きましたが、本当ですか？（Ａ１０）:「風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。」となっています。が、検討会報告書では、生活環境を保全する観点から騒音の目安を定めるべきとされ、環境省により指針が定められています。	ご意見ありがとうございます。頂いたご意見を参考にして参ります。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価方法に関する討論会　平成 28 年 11 月）によると、これまでに国内外で得られた科学的知見を踏まえると、風車騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられ、超低周波音・低周波音と健康影響についても明らかな関連を示す知見は確認できないとされています。本事業では住民の皆様のご意見等に配慮して「超低周波を含む低周波音」についても調査・予測を行い、圧迫感や不快感、睡眠影響について評価を行います。 指針値につきましては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、

No.	意見の概要	事業者の見解
6 (続き)	以上の事を念頭において考えると、人の主観と指針値との『ずれ』が発生する可能性が考えられます。適切な指針値を決定する前に現在、稼働中の風力発電施設（福浦風力 2.16 万 kW、三国風力 0.8 万 kW）の事業実施区域における住民や関係者（風力発電施設での従事者など）の風車に対する苦情・課題などを調査すべきと思います。 そして、あさひ風力発電施設の適切な低周波音の指針を設定して下さい。適切な指針は騒音レベルは低いが、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）の予防に繋がります。指針値とアノイアンスの相関関係も考慮した上で指針値の決定を行って下さい。よろしくお願いいたします。	2017 年 5 月）に基づき、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に 5 dBを加えた値といたします。（ただし、残留騒音が 30 dBを下回る場合は下限値 35 又は 40 dBを指針値といたします。）

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（6）

富山県在住　Ｆ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
7	イヌワシなど鳥類への影響が危惧されます。県内で現地調査をしている自然保護団体の意見もきちんと聞くようにして下さい。	引き続き、環境影響評価の手続きの中で、ご意見を頂戴したいと存じます。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（7）

愛知県在住　G氏

No.	意見の概要	事業者の見解
8	大規模の再生可能エネルギー発電設備建設に反対です。 大規模になると、その建設のために一定の森林伐採などの自然破壊をすることになります。大きな森の一部分を壊すだけだから問題ないと思わるかもしれませんが、そこには元々住んでいる生き物たちがいて、直接住んでいる場所を奪われ個体数が減少し、その生き物を捕食する動物もその影響により減少し、坂を転がるように絶滅してしまうかもしれません。 今ある森を切り崩すことは、今まで散々人間の開発の犠牲となりながらも細々と逞しく生き残ってくれた野生生物に大きなダメージを与えることになります。 建設を予定するのであれば、時間を掛けて徹底的に検証を行って、建設しても問題ないと地域住民や希望する人に報告や取り組み方など丁寧な説明を納得できるまで何度もお願いします。 あさひ風力発電所予定地は渡り鳥の飛行ルートです。 風のいい場所は渡り鳥も使います。風車があることでルートを歪めてしまったり飛行する風にも変化が起こり悪い影響を起こしたり命の危険にさらすかもしれません。 大規模な風力発電所には反対しかないです。そしてあさひ町は絶滅が危惧される貴重な鳥類の生息地で、猛禽類も数種が混在していることを確認出来る貴重な環境です。 風力発電機は猛禽類の天敵です。 風力発電機の羽に当たって怪我や死亡するケースが多々あります。なぜ俊敏で目のいい猛禽類が発電機の羽に当たるのか不思議だったのですが、猛禽類は視覚に優れていますが、生態系では捕食者の頂点であるため自分が攻撃されることは想定しておらず、自分より上の視	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の通り、再生可能エネルギー事業は開発行為ですので、環境への影響が懸念されます。 それらの環境影響について、調査・予測・評価を行って、環境への影響を可能な限り小さくする手続きが、環境影響評価となっております。 まずは、環境影響評価を適切に行ったうえで、事業計画に反映させることにより、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。引き続き、地域住民の皆様に丁寧な説明を行って参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
8 (続き)	界に対しては盲点になるそうです。 　地域住民や猛禽類を調査している専門家への聞き取りはされたのでしょうか？絶対反対されると思うのですが・・・。 　今ある自然を破壊し、生態系を壊して作る大規模の風力発電や他の再生可能エネルギー発電施設は本末転倒でしかないと思います。 　再エネ発電施設の利用は、小規模建設で地産地消を望みます。 　そもそも、今ある再生可能エネルギー発電施設だけで日本の電力供給は追いついているそうなので、これ以上大規模な発電所は作る必要はないと思っています。 　余剰の電気を足りないところへ届ける送電網を整備すれば電力が足らないことはないそうで、送電網の整備と電力会社の融通と話し合いで電力問題は解決できるようです。 　電力は足りているのだから自然を破壊してまで作る必要性があるように思えません。今ある自然環境を大切にしたいです。 　建設の白紙を考えて頂けるように願います。	

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（8）

団体Ａ

No.	意見の概要	事業者の見解
9	１　対象事業実施区域の位置の見直しについて 風力発電施設（以下、風車という）の建設を計画している対象事業実施区域（以下、計画地という）は、環境省のレッドリストで絶滅危惧IB類に、また、富山県の絶滅のおそれのある野生生物「レッドデータブックとやま2012」で絶滅危惧Ⅰ類に指定されているイヌワシとクマタカの生息地と重なっている。また、ハチクマやサシバといった希少猛禽類やその他の鳥類における、富山県と新潟県をつなぐ貴重な渡りのルートでもある。貴社による風車の建設はこれらの鳥類の生息に重大な影響を及ぼすと考えられるため、計画地は風車の建設場所としては不適切であり、計画地の選定位置の見直しを求める。	ご意見ありがとうございます。 対象事業実施区域におけるイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息状況及びその他の鳥類の生息状況は現地調査の実施により把握いたします。また、現地調査結果に基づき、本事業の実施に伴う鳥類への影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。
10	２　希少猛禽類の調査について 方法書では希少猛禽類の上位性注目種として、「クマタカ」を選定しているが、計画地では、より貴重で絶滅が危惧されている「イヌワシ」の生息も確認されている。今回の風車の建設によってバードストライクが生じ、また、工事や障壁影響により生息地の放棄といった影響が発生することが危惧される種である。 県内には全国的にも著名なイヌワシの生態等に詳しい専門家が居住され、今も熱心に調査活動をされているにもかかわらず、ヒアリングでは、その専門家から意見を聞くことなく、県外の大学教員から一般的な話を聞くというヒアリングは妥当性を欠いていると言わざるを得ない。 風車建設によるイヌワシ等猛禽類のバードストライクや生息地の放棄といった影響を回避、低減するという観点から、地元のイヌワシの専門家からの具体的な意見を聞いたうえで、調査方法を構築すべきものと考える。	予備調査において、対象事業実施区域付近でイヌワシ、クマタカ等の飛翔を確認しています。 クマタカは、生態系の上位に位置していること、哺乳類、鳥類、爬虫類等の多様な餌生物を利用する高次捕食者であること、年間を通じて生息していること、対象事業実施区域及びその周辺を繁殖地、餌場等の主要な生息地として利用していること等の理由から、上位性の注目種に選定しています。 鳥類等の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。

No.	意見の概要	事業者の見解
11	３　渡り鳥の調査期間について 方法書では、鳥類の渡り時の定点観察調査として、「春渡り期 10 回（3 月中旬～6 月中旬)、秋渡り期 9 回（8 月下旬～11 月中旬）の計 19、各回 2 日間程度」で行うとなっているが、この調査では、実質 1 か月に 2、3 回の調査を一通りするだけになる。鳥類の渡りは、繁殖状況や天候によって、また、年によってもピークの時期や期間が変わることが知られている。よって、この程度の調査では、ハチクマやサシバといった猛禽類をはじめ、カシラダカやマヒワ、マミチャジナイなどの小鳥類、ハクチョウ類・ガン類・カモ類までの渡りの状況を把握することは困難である。計画地は、県内でも貴重な渡りルートであることを考慮して、計画地周辺の渡り鳥の状況に詳しい者の意見も参考にしながら、より詳しいデータが得られる調査日程を組むべきである。	ご意見ありがとうございます。 渡り鳥の調査計画については「鳥類等に関する風力発電施設立地最適化のための手引き」（環境省、平成 27 年)に準拠し設定しております。 また、猛禽類調査の調査計画については「猛禽類調査の進め方（改訂版)」(環境省、平成 24 年)、「サシバ保護の進め方」(環境省、平成 25 年)に準拠し設定しております。 鳥類等の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。
12	以上、配慮書に対する意見書でも書いたが、より詳しい専門家と真剣に協議したうえで、計画地およびその周辺において、経産省の発電所に係る環境影響評価の手引や環境省の鳥類等に関する風力発電立地適正化のための手引にあるような一般的な環境影響評価よりも、詳しく正確な調査の実施を求める。 貴社においても、風車の建設にあたり、鳥類の生息環境を的確に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう、影響の少ない場所を再検討するなどの対応をとることを強く求めるものである。	ご意見ありがとうございます。 引き続き、専門家の助言を踏まえつつ、鳥類の生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴う鳥類への影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（9）

団体Ｂ

No.	意見の概要	事業者の見解
13	１．上位性の注目種の選定について 何ヶ月にも及ぶ貴社の本事業の猛禽類調査においても、当然、イヌワシが確認されていると思われるが、本方法書ではクマタカのみを上位性の注目種に選定している。計画地には、富山県内に 5 ペアのみとなっているイヌワシが生息している事から、上位種を「イヌワシとクマタカ」の両種とし、イヌワシを最重要種として特に注意し扱う必要があると考える。	予備調査において、対象事業実施区域付近でクマタカの飛翔を確認しています。 クマタカは、生態系の上位に位置していること、哺乳類、鳥類、爬虫類等の多様な餌生物を利用する高次捕食者であること、年間を通じて生息していること、対象事業実施区域及びその周辺を繁殖地、餌場等の主要な生息地として利用していること等の理由から、上位性の注目種に選定しています。 なお、イヌワシについても、生態系の上位種として認識しており、現地調査において対象事業実施区域における生息状況・利用状況を把握し、事業の実施によるイヌワシへの影響を予測・評価して参ります。
14	２.ブレードへの衝突死のリスクおよび当該ペア消滅の危険性 一般社団法人イヌワシ保護協会（以下、GEPA とする。）のこれまで 20 年以上に及ぶイヌワシ調査でも、当該ペアが計画地周辺を重要な狩場のひとつとして利用している事が確認されている。また、添付資料の通り 2021 年 10 月に実施した 1 日のみの調査においてもイヌワシが採餌や狩りを行う行動が観察された。 ブレードとイヌワシとの衝突事故は、2008 年に岩手県の釜石広域ウインドファーム（以下、釜石とする）において実際に発生している。この事故は、死亡した雌イヌワシの持つ営巣地から 18km も離れた地点における事故であった。しかし、当該ペアの営巣地と本事業計画地の距離は、釜石の事例よりはるかに近い。従って、衝突リスクはより大きいと考えられる。なお、本事業地においてイヌワシの衝突事故が起きれば、当該ペアを消滅に追いやってしまう可能性は格段に大きくなると考える。 また、本事業計画地は、当該ペアの重要な狩場のひとつになっていることから、本事業の工事および施設の稼働は、狩場の減少による餌不	貴重な情報をいただきありがとうございます。 引き続き、専門家の助言を踏まえつつ、イヌワシを含む希少猛禽類の生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴う希少猛禽類への影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
14 (続き)	足を促進させ、当該ペアの繁殖成功率を低下させる可能性が高い。さらに、施設稼働によりこれらの状況が長期間続くことから、風車への衝突が避けられたとしても、狩場を減少させ当該ペア自体の消滅を招く危険性もあると考える。このことは、現在5ペアにまで激減する富山県内のイヌワシの状況をさらに悪化させる事に繋がる。 以上のことから、イヌワシへの影響を回避するため、本事業の中止を含めた立地の再検討を切にお願いする。	
15	3.事業実施判断や専門家のヒアリング体制について GEPA 会長である[redacted]は、本事業地を行動圏に持つイヌワシについて、1999 年より調査を開始し、2004 年以降は毎年生息および繁殖状況把握のための調査を継続している。その調査は、年ごとの繁殖状況、使用巣、土地利用、行動圏に至るまで詳細に及ぶ。計画が報道発表された際には、イヌワシ当該ペアの生息状況把握の説明と、事業は相談しながら進めて頂きたい旨のお願いに貴社(北陸電力株式会社　再生可能エネルギー部)への訪問を行った。また、貴社がヒアリングを行った大学教授と博物館学芸員から「イヌワシについては[redacted]に聞きに行くように伝えたのでお願いします」と連絡を受けた。しかし、こうした専門家による推薦があったにも関わらず[redacted]への相談は一切ない。このことは、イヌワシの生息を無視し、対策せず強行に事業遂行しようとする行為にも取られかねない。 このことから、本事業地内に生息する生物の中で最も重要度が高い生物のひとつであるイヌワシについて、今後早急に GEPA にヒアリングを実施することを要望する。 ※事業者注記) 上記の[redacted]は、個人名のため、伏字とさせて頂きました。	希少猛禽類の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。 現地調査の結果を踏まえた予測・評価の段階において、データの補完が必要となった場合に、ヒアリングさせていただくことを考えています。

No.	意見の概要	事業者の見解
16	４．GEPA の調査結果(取扱厳重注意事項にて転載不可)を参考にした事業の再検討 貴社による風況ポール設置後に GEPA が独自で行った 2021 年 10 月 28 日の調査では、1 日のみの調査であったにも関わらず、計画地内においてイヌワシの狩りや探餌行動が確認された。また、ノスリやハイタカを中心とする猛禽類の渡りも多数確認された。これらの結果は、GEPA が風況ポール設置前に蓄積してきた調査結果と同様であり、風況ポール設置後も大きな変化はないものと考える。 よって、添付資料を参考にイヌワシの生息状況をしっかりご認識頂き、事業の中止または、計画地を当地から環境負荷の少ない立地に変更する等、本事業の再検討を強く要望する。	貴重な情報をいただきありがとうございます。現地調査を踏まえた予測・評価において、参考にさせていただきます。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（10）

団体Ｃ

No.	意見の概要	事業者の見解
17	日本イヌワシ研究会は、1981 年の発足以来、わが国で絶滅の危機にあるイヌワシの調査研究と生息地保全に取り組んでいます。当会の調査研究によって、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が 10%台にまで低下していること、既知の生息地から消失してしまったつがいが、これまでに 120 つがいにのぼること等が明らかとなっています。 富山県内に生息しているイヌワシは、現在５つがいのみです。当会では、方法書に示された事業実施想定区域が、これら５つがいのうちの１つがいのイヌワシ（Ａペア）の行動圏と重複していることを確認しています。衝突死をはじめとするイヌワシへの重大な影響が避けられないため、当地における風力発電事業の実施は不適切であると考えています。 １）事業実施想定区域は、Ａペアの重要なハンティング場所です。また、2008 年にイヌワシの衝突死が確認された釜石広域ウインドファーム（岩手県）では、衝突した風車と巣の距離は 18km でしたが、Ａペアの営巣地はさらに近く、衝突死をはじめとする重大な影響が避けられないと予測されます。 ２）Ａペアについては、1999 年から現在に至るまで、当会の富山地区委員らによる現地調査が継続実施されており、土地利用状況、繁殖状況等についての詳細情報を把握しています。これらは、当該事業のイヌワシへの影響を評価するに十分な資料であり、さらなる調査は不要であす。加えて、準備書の手続きにおいて、複数の調査員を投入することは、イヌワシの生活に悪影響を及ぼすとともに、情報管理の徹底も困難であることから、イヌワシの保全上、極めて不適切です。 ３）以上の２点については配慮書への意見としてお伝えしました。また、専門家からも当会に	貴重な情報をいただきありがとうございます。 準備書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域におけるイヌワシの生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴うイヌワシへの影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
17 (続き)	ヒアリングするようにアドバイスがあったにも関わらず、本日まで貴社からの意見照会はなく、希少種の生息に配慮する姿勢がないと言わざるを得ません。 以上より、日本イヌワシ研究会は、貴社が計画している（仮称）あさひ風力発電事業について、評価書の手続きに進むことなく、中止することを強く求めます。	

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（11）

団体D

No.	意見の概要	事業者の見解
18	平素より再生可能エネルギーの普及および環境保全にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。弊会は、国内希少野生動植物種に指定され、近い将来野生下での絶滅が危惧されるイヌワシと社会との共存をはかるため、調査研究及び保全活動を行っています。 さて、「(仮称)) あさひ風力発電事業（以下、本事業）環境影響評価方法書」に掲載された一般からの意見（第 7 章表 7.1-2）では、事業実施想定区域周辺のイヌワシの生息状況及び国内外の風力発電機との衝突に関するデータをふまえて、本事業の稼働にともなう新潟・富山両県（以下、両県）に生息するイヌワシ及びイヌワシ個体群に対する脅威が指摘されました。 これに対して貴社は、「事業実施想定区域周辺におけるイヌワシに関する情報の収集に努める。」（第 7 章、表 7.1-2）としつつ、「予測評価を行ったうえで風力発電機の配置計画や改変区域等を検討する。」、「左記の環境配慮を検討することで、重大な環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減される可能性が高い。」（第 4 章表 4.4-1）との見解を示されました。 しかし、予め鳥やコウモリの衝突が報告されている構造の風力発電機を想定し、生息状況の把握を進める段階で対象事業実施区域が設定されたことから、実行可能な範囲内で重大な環境影響の回避又は低減(最小化)が実現できる可能性は、高いとは言えないのではないでしょうか。また、環境省「鳥類等にかかる風力発電施設立地適正化のための手引き（第 2 章)」には、「既存資料や地域の野鳥の専門家等への聞き取り等から鳥類生息状況をある程度把握した上で、(候補地を）決定する。」と書かれています。 以上をふまえ、本事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するにあたっては、下記の措置を実施していただ	ご意見、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、準備書以降の手続きにおいて、対象事業実施区域におけるイヌワシの生息状況の把握に努め、現地調査及びヒアリング等で入手した情報に基づき、本事業の実施に伴うイヌワシへの影響を適切に予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討して参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
18 (続き)	きたく要望します。 1.イヌワシの生息状況に詳しい両県の専門家にヒアリング対象者を拡大すること等により、イヌワシの生息状況の把握に努めること。 2．1及び現地調査結果に基づいて、イヌワシの生息及びイヌワシ個体群の存続に対する本事業の影響を、できるだけ科学的な方法を用いて予測及び評価すること。予測及び評価の対象は複数の事業実施想定区域とし、それが困難な場合は、鳥衝突の防止が期待できる構造の風力発電機を含む複数の機種とすること。 3．以後の手続きは、対象事業実施区域又は風力発電機の変更等により、イヌワシの生息及びイヌワシ個体群の存続に対する影響が回避又は低減（最小化）できる場合とすること。 なお、複数の国内メーカーにより、出力規模が小さいものの風況の変化に影響されにくく、鳥衝突の防止が期待される構造の風力発電機が開発されています。貴社におかれましては、このような風力発電機の採用又は開発も視野に入れて、イヌワシの貴重な繁殖地である北陸地方にふさわしい風力発電事業を展開されることを期待します。	

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（12）

富山県在住Ｈ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
19	①トキ、コウノトリについて 自然復帰のため放鳥され、富山県内にも飛来するトキ、コウノトリについて、調査対象とされていないようですが、トキは新潟県から富山県へ、コウノトリは富山県から新潟県へ、対象地域を通って移動している可能性があります。 飛来数は少ないとはいえ、バードストライクなどの被害があれば、貴重な個体が失われることになります。また、２年ほどではなく長期調査が必要と思いますがいかがでしょうか。	渡り鳥の調査計画については「鳥類等に関する風力発電施設立地最適化のための手引き」（環境省、平成 27 年）に準拠し設定しております。
20	②海域の野鳥調査について 朝日小川ダムは、冬期のカモ類（特にマガモ）数千羽が集結している場所です。一方、冬期、朝日町と入善町の海岸部は、マガモなどが多く観察されています。したがって冬期間、当該地域を通って、朝日小川ダムと海岸部を南北方向にマガモなどが行き来している可能性があります。海域の野鳥調査はやらないことになっていますが、冬期の海岸部の調査は必要と考えますがいかがでしょうか。	マガモを含むカモ類の海岸部の移動経路につきましては、方法書にお示しした渡り鳥の調査手法により把握できるものと考えております。
21	③アセスメント調査における野鳥への影響について 猛禽類を対象にした調査を行う場合、調査地点、調査日数を増やさないと正確な生息状況を把握できないと思います。また、数シーズン程度では不十分で、準備段階を含めかなり長期の調査が必要と考えます。一方で、野鳥が、調査自体を大きなストレスと感じ、繁殖をやめたり、本来の生息地を放棄することは十分考えられます。 猛禽類の調査自体が上記の矛盾をはらんでいますので、経験豊富な調査員が、十分な準備を行い、野鳥の反応を見極めながらの慎重な調査を長年にわたって行うことが必要と思います。高度な調査であり、予定の調査期間では不十分と考えます。	クマタカを含む希少猛禽類を対象とした現地調査は、「猛禽類調査の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）等に基づき、2 営巣期の調査を実施いたします。 調査にあたっては猛禽類の生態を熟知した調査員が現地調査に従事しており、調査による繁殖活動への影響が生じない様に調査地点、観察方法などを配慮して調査を進めております。

No.	意見の概要	事業者の見解
22	④野鳥　コアジサシについて 　コアジサシは、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類指定であり、富山県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類、新潟県レッドデータブックでは準絶滅危惧となっています。また、黒部川河口が富山県内の数少ない繁殖地となっています。 　日本海側のコアジサシの渡りの経路は未解明ですが、海岸沿いに移動し、当該地域を通って、新潟県へ移動していることは十分考えられます。隣県である新潟県での繁殖への影響を含めた調査が必要と考えますがいかがでしょうか。	コアジサシ等の渡り経路につきましては、方法書にお示しした一般鳥類の調査手法により把握できるものと考えております。
23	⑤野鳥　レーダー調査について 　レーダー調査の目的は、夜間の渡り鳥の数的把握と思いますが、発展途上の調査方法と思われますので、調査方法の妥当性を十分に検討する必要があると思います。予定の調査期間の調査回数では、無理だと思いますがいかがでしょうか。	レーダー調査は実績のある手法であり、対象事業実施区域における渡り鳥の個体数、飛翔高度を把握できると考えております。

方法書についての意見の概要及び事業者の見解（13）

富山県在住Ｉ氏

No.	意見の概要	事業者の見解
24	・クマタカは寿命が長く、一夫一妻制をとり、周年同じ地域に生息するため、工事により繁殖機会が失われた場合、地域の生態系に及ぼす影響は極めて大きい。クマタカは必ずしも毎年繁殖を行うものではないことが知られており、長いものだとクマタカの繁殖は2～3年間隔になることが多いとする記載も見受けられる。また、調査員の接近などで繁殖が放棄された場合、正しく繁殖状況を把握できないおそれがある。調査は繁殖を妨げないよう、十分留意の上、繁殖間隔を十分カバーする数年間は継続して行うべきである。 ・野鳥生息調査においては、近年保全対象種・調査員双方への負荷を軽減する技術として、音声データを活用する手法が取り入れられていることから、この手法による調査も実施すべきである。 以上、野鳥愛好家の一人として意見するが、多くの野鳥愛好家は再生可能エネルギーの導入について理解を示すものであり、その立地や手法が適切である限り、何ら反対する理由はない。本計画については、20年以上にわたり野鳥観察の場として愛されてきた環境を根本から破壊しかねない脅威をはらんでおり、この地で野鳥観察を続けてきた愛好家たちを大いに悩ませている。長年にわたり地域の電力事情を支えてきた御社への厚い信頼を損なうことが無いよう、慎重な取り扱いを切にお願いしたい。	ご意見ありがとうございます。 クマタカを含む希少猛禽類を対象とした現地調査は、「猛禽類調査の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）等に基づき、2営巣期の調査を実施いたします。 鳥類等の調査方法については、公的機関や大学に属する専門家のご意見を反映し、方法書に記載しております。 調査にあたっては、猛禽類の生態を熟知した調査員が現地調査に従事しており、調査による繁殖活動への影響が生じない様に調査地点、観察方法などを配慮して調査を進めております。 引き続き、専門家からの助言を踏まえつつ、クマタカを含む希少猛禽類の繁殖・生息状況を出来る限り把握したうえで、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。 長年にわたり北陸地域のみなさまのご理解のもと事業活動を営んできた電力会社として、責任をもって、環境影響評価の手続き、事業化検討を進めて参ります。

日刊新聞における公告

■令和４年３月31日（木）掲載

読売新聞（富山13版29面）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)あさひ風力発電事業　環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告いたします。

令和四年三月三十一日

北陸電力株式会社　代表取締役　松田　光司

一、事業者の名称
北陸電力株式会社

代表者の氏名
代表取締役　松田　光司

事務所の所在地
富山県富山市牛島町十五番一号

二、対象事業の名称
(仮称)あさひ風力発電事業

対象事業の種類
風力(陸上)

対象事業の出力
最大三万キロワット

三、対象事業実施区域
富山県下新川郡朝日町

四、関係地域の範囲
富山県下新川郡朝日町・入善町

五、縦覧の場所
・富山県庁　環境政策課　(富山県富山市新桜町五番三号)
・朝日町役場　企画財政課　(富山県下新川郡朝日町道下一一三三)
・入善町役場　企画財政課　(富山県下新川郡入善町入膳三二五五)
・共生の里さゝ郷　(富山県下新川郡朝日町笹川二〇五五)
・カルチャーセンターみやざき　(富山県下新川郡朝日町宮崎一一九六)
・関の館　(富山県下新川郡朝日町境一五六一)
・北陸電力株式会社　新川支店　(富山県魚津市江口五〇四番地)

縦覧の時間
午前九時から午後五時まで、土曜日・日曜日・祝日を除く。
(共生の里さゝ郷は、午前九時から午後四時まで、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日・祝日を除く。カルチャーセンターみやざきは、午後一時から午後五時まで、月曜日・日曜日を除く。関の館は、午前九時から午後四時まで、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

縦覧の期間
電子縦覧
令和四年三月三十一日(木)から五月九日(月)まで
北陸電力株式会社のホームページにおいて、
令和四年三月三十一日(木)から五月九日(月)まで
環境影響評価方法書をご覧いただけます。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧の場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、令和四年五月二十三日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください。(当日消印有効)

七、説明会の場所
朝日町文化体育センター
(富山県下新川郡朝日町越三〇六)

説明会の日時
令和四年四月十日(日)午後五時半から

八、問い合わせ先
〒九三〇－八六八六
富山県富山市牛島町十五番一号
北陸電力株式会社　再生可能エネルギー部
開発推進室　事業企画チーム
電話　〇七六－四〇五－三三三八
新型コロナウイルス流行の影響により、縦覧の場所・時間・期間及び説明会の場所・日時が変更となる場合があります。変更の際は、当社ホームページにてお知らせいたします。

九、その他

北日本新聞（6面）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)あさひ風力発電事業　環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告いたします。

令和四年三月三十一日

北陸電力株式会社　代表取締役　松田　光司

一、事業者の名称
北陸電力株式会社

代表者の氏名
代表取締役　松田　光司

事務所の所在地
富山県富山市牛島町十五番一号

二、対象事業の名称
(仮称)あさひ風力発電事業

対象事業の種類
風力(陸上)

対象事業の出力
最大三万キロワット

三、対象事業実施区域
富山県下新川郡朝日町

四、関係地域の範囲
富山県下新川郡朝日町・入善町

五、縦覧の場所
・富山県庁　環境政策課　(富山県富山市新桜町五番三号)
・朝日町役場　企画財政課　(富山県下新川郡朝日町道下一一三三)
・入善町役場　企画財政課　(富山県下新川郡入善町入膳三二五五)
・共生の里さゝ郷　(富山県下新川郡朝日町笹川二〇五五)
・カルチャーセンターみやざき　(富山県下新川郡朝日町宮崎一一九六)
・関の館　(富山県下新川郡朝日町境一五六一)
・北陸電力株式会社　新川支店　(富山県魚津市江口五〇四番地)

縦覧の時間
午前九時から午後五時まで、土曜日・日曜日・祝日を除く。
(共生の里さゝ郷は、午前九時から午後四時まで、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日・祝日を除く。カルチャーセンターみやざきは、午後一時から午後五時まで、月曜日・日曜日を除く。関の館は、午前九時から午後四時まで、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

縦覧の期間
電子縦覧
令和四年三月三十一日(木)から五月九日(月)まで
北陸電力株式会社のホームページにおいて、
令和四年三月三十一日(木)から五月九日(月)まで
環境影響評価方法書をご覧いただけます。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧の場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、令和四年五月二十三日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください。(当日消印有効)

七、説明会の場所
朝日町文化体育センター
(富山県下新川郡朝日町越三〇六)

説明会の日時
令和四年四月十日(日)午後五時半から

八、問い合わせ先
〒九三〇－八六八六
富山県富山市牛島町十五番一号
北陸電力株式会社　再生可能エネルギー部
開発推進室　事業企画チーム
電話　〇七六－四〇五－三三三八
新型コロナウイルス流行の影響により、縦覧の場所・時間・期間及び説明会の場所・日時が変更となる場合があります。変更の際は、当社ホームページにてお知らせいたします。

九、その他

富山新聞（15面）

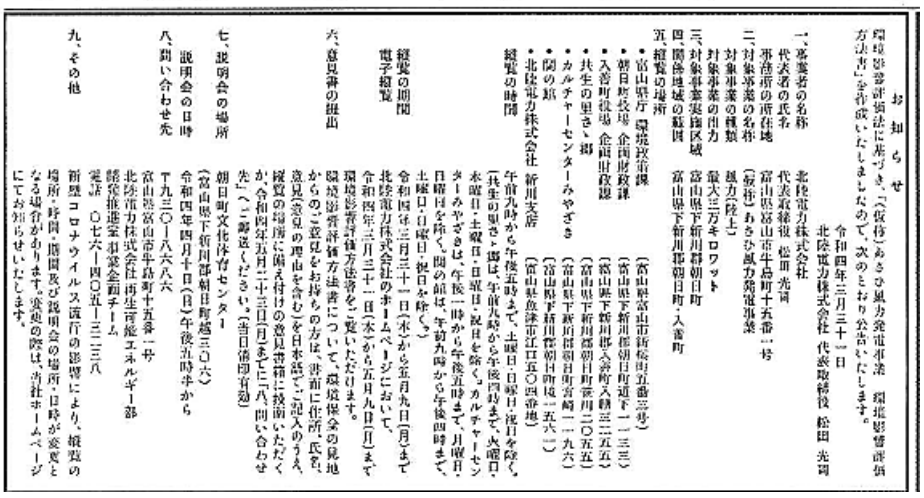

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)あさひ風力発電事業　環境影響評価方法書」を作成いたしましたので、次のとおり公告いたします。

令和四年三月三十一日

北陸電力株式会社　代表取締役　松田　光司

一、事業者の名称
北陸電力株式会社

代表者の氏名
代表取締役　松田　光司

事務所の所在地
富山県富山市牛島町十五番一号

二、対象事業の名称
(仮称)あさひ風力発電事業

対象事業の種類
風力(陸上)

対象事業の出力
最大三万キロワット

三、対象事業実施区域
富山県下新川郡朝日町

四、関係地域の範囲
富山県下新川郡朝日町・入善町

五、縦覧の場所
・富山県庁　環境政策課　(富山県富山市新桜町五番三号)
・朝日町役場　企画財政課　(富山県下新川郡朝日町道下一一三三)
・入善町役場　企画財政課　(富山県下新川郡入善町入膳三二五五)
・共生の里さゝ郷　(富山県下新川郡朝日町笹川二〇五五)
・カルチャーセンターみやざき　(富山県下新川郡朝日町宮崎一一九六)
・関の館　(富山県下新川郡朝日町境一五六一)
・北陸電力株式会社　新川支店　(富山県魚津市江口五〇四番地)

縦覧の時間
午前九時から午後五時まで、土曜日・日曜日・祝日を除く。
(共生の里さゝ郷は、午前九時から午後四時まで、火曜日・木曜日・土曜日・日曜日・祝日を除く。カルチャーセンターみやざきは、午後一時から午後五時まで、月曜日・日曜日を除く。関の館は、午前九時から午後四時まで、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

縦覧の期間
電子縦覧
令和四年三月三十一日(木)から五月九日(月)まで
北陸電力株式会社のホームページにおいて、
令和四年三月三十一日(木)から五月九日(月)まで
環境影響評価方法書をご覧いただけます。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧の場所に備え付けの意見書箱に投函いただくか、令和四年五月二十三日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください。(当日消印有効)

七、説明会の場所
朝日町文化体育センター
(富山県下新川郡朝日町越三〇六)

説明会の日時
令和四年四月十日(日)午後五時半から

八、問い合わせ先
〒九三〇－八六八六
富山県富山市牛島町十五番一号
北陸電力株式会社　再生可能エネルギー部
開発推進室　事業企画チーム
電話　〇七六－四〇五－三三三八
新型コロナウイルス流行の影響により、縦覧の場所・時間・期間及び説明会の場所・日時が変更となる場合があります。変更の際は、当社ホームページにてお知らせいたします。

九、その他

インターネットによるお知らせ

■当社ウェブサイトに掲載

News Release

こたえていく。かなえていく。
北陸電力

（仮称）あさひ風力発電事業　環境影響評価方法書の届出・送付および縦覧・説明会の実施について

2022年3月30日
北陸電力株式会社

当社は、本日（３月30日）、環境影響評価法に基づき「（仮称）あさひ風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）を経済産業大臣に届出し、富山県知事、朝日町長及び入善町長に送付しましたので、お知らせいたします。
また、環境影響評価法に基づき、明日（３月31日）より、方法書の縦覧を行います。

当社は、富山県下新川郡朝日町において陸上風力発電事業の開発を検討しており、開発可能性調査を進めております。
開発可能性調査の一環として、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きを進めており、この度、方法書を届け出たものです。
なお、計画段階環境配慮書の手続きは、12月23日に完了（経済産業大臣意見を受領）しています。

１．方法書の縦覧
（１）縦覧の場所
【関係自治体庁舎】
富山県庁、朝日町役場、入善町役場
【地区コミュニティセンター】
共生の里さゝ郷、カルチャーセンターみやざき、関の館
【当社事業所】
新川支店
（２）縦覧の期間
2022年３月31日（木）～ ５月９日（月）
（３）縦覧の時間
ａ．関係自治体庁舎・当社事業所
９時 ～ 17時　（土曜日・日曜日・祝日を除く）
ｂ．共生の里さゝ郷
９時 ～ 16時　（火曜日・木曜日・土曜日・日曜日・祝日を除く）

ｃ．カルチャーセンターみやざき
13時 ～ 17時　（月曜日・日曜日を除く）
ｄ．関の館
９時 ～ 16時　（土曜日・日曜日・祝日を除く）

（４）電子縦覧
方法書は当社ウェブサイトにおいてもご覧いただけます。
掲載ＵＲＬ　http://www.rikuden.co.jp/info/kankyoeikyou_huuryoku.html
（2022年３月31日（木）９時 ～ ５月９日（月）17時まで閲覧可能です。）

２．意見書の提出
方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にて、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、当社宛にご郵送ください。
（１）意見書の記載事項
・氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・意見書の提出の対象である方法書の名称
・方法書について環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
（２）意見書の提出期限
2022年５月23日（月）まで（当日消印有効）
（３）意見書の郵送先
〒930-8686 富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社 再生可能エネルギー部 開発推進室 事業企画チーム

３．住民説明会の開催
方法書の内容について、次のとおり説明会を開催いたします。
（１）説明会の場所
朝日町文化体育センター
（２）説明会の日程
2022年４月10日（日）
（３）説明会の時間
17時半から

４．問い合わせ先
北陸電力株式会社 再生可能エネルギー部 開発推進室 事業企画チーム
電話：076-405-3238（受付時間：月～金曜日　９時～17時　※祝日を除きます）

以　上

インターネットの利用による公表（電子縦覧）

■当社ウェブサイトに掲載

インフォメーション

当社関連報道についての見解

その他

› その他

› 次世代育成支援　行動計画

› 新型インフルエンザ等対策業務計画

› 防災業務計画

› 国民の保護に関する業務計画

› 北陸電力送配電株式会社との間における従業員の兼職について

› 北陸電力モバイル（携帯電話）サイトのご案内

› RSS情報配信について

› 北陸電力　公式Twitterアカウントのご紹介

› メール送信について

› 在宅勤務等による出勤者数削減の取組み

› （仮称）あさひ風力発電事業 環境影響評価手続き

› 燃料タンクの運用下限に関する考え方

（仮称）あさひ風力発電事業 環境影響評価手続き

（仮称）あさひ風力発電事業に関する、環境影響評価方法書について、以下の通り公開いたします。

- 方法書は、2022年 3月31日（木）～2022年 5月 9日（月）の期間中は閲覧が可能です。 なお印刷はできません。
- 本書の著作権は、北陸電力株式会社に帰属します。著作権者である北陸電力株式会社の承諾を得ないで、複製、転用、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

環境影響評価方法書

- 表紙・目次
- 第１章　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第２章　対象事業の目的及び内容
- 第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第４章　計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果
- 第５章　配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第６章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第７章　その他環境省令で定める事項
- 第８章　環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書（要約書）

- 要約書

意見書の提出

- 意見書
- 意見書（word形式）

方法書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書をダウンロードいただき、
住所・氏名・内容を記載の上、以下の宛先へ 2022年 5月 23日（月）までご郵送ください。（当日消印有効）

〒930-8686
富山県富山市牛島町 15番 1号
北陸電力株式会社
再生可能エネルギー部　開発推進室　事業企画チーム

住民説明会の開催について

開催場所	日時
朝日町文化体育センター （富山県下新川郡朝日町越３０６）	2022年 4月 10日 （日）　17時30分から

- 新型コロナウィルスの感染拡大の状況により、開催場所・日時が変更となる場合があります。
  変更となった場合は、当社ホームページでお知らせいたします。
- 体調不良（発熱、咳などの症状）の方は、参加をご遠慮ください。
- 入場時に連絡先をご記入いただきます。また、マスクの着用、手指の消毒、体温チェックなど感染対策へ
  ご協力お願いいたします。

お問い合わせ先

〒930-8686
富山県富山市牛島町 15番 1号
北陸電力株式会社
再生可能エネルギー部　開発推進室　事業企画チーム
電話番号　076-405-3238
（土曜日・日曜日・祝日を除く　9時～17時）

ご意見記入用紙

「（仮称）あさひ風力発電事業　環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注１：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
　２：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（Ａ４サイズ）の用紙をお使いください。